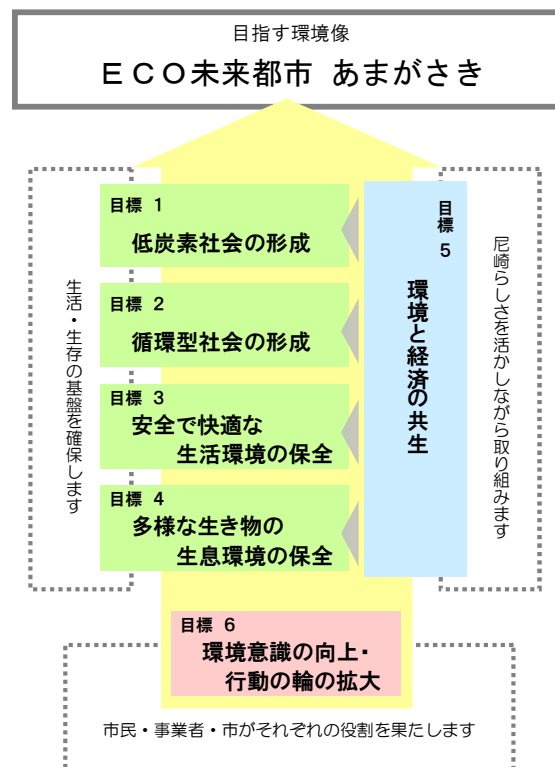


尼崎市環境基本計画の中間総括と見直しについて

●尼崎市環境基本計画の概要

- ・尼崎市環境基本計画（以下「環境計画」という。）は、尼崎市の環境をまもる条例に基づき策定される良好な環境を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。
- ・本市では、平成 26 年 3 月に現行の環境計画を策定し、目指す環境像「ECO 未来都市 あまがさき」を実現するために 6 つの目標を定めて取組を進めています。



- ・環境計画では「施策の取組状況を毎年把握し、中間年次（平成 30 年度）には取組の点検・評価を実施するとともに、総合計画の改定状況を考慮しながら、必要に応じて見直しを行う」としており、今年度に計画全体の内容について中間総括を行います。

●中間総括における視点

以下の 2 点の視点に基づき中間総括を行い、必要に応じて環境計画の修正を行います。

I 環境計画への取組状況の確認

- ・環境計画の進捗状況を把握するため、これまでの取組と指標の状況について整理を行います。

II 環境計画の内容に関する動向の整理

- ・環境計画の内容に関する国内外の動向を整理し、計画がこれらの動向に対応しているかどうか、整理を行います。

－ 概要 －

I 環境計画への取組状況の確認

- ・環境計画への取組状況についてはいずれの分野においても良好な状況ですが、この状況が社会経済活動の変化（景気や人口の動向）によらず定着していることを判断するには5年間（4年間）という期間は短く、良好な状況を定着させていくために、引き続き、現行計画の内容に取り組むこととし、次期計画の策定時（平成35年度）に最終的な評価を行うこととします。

II 環境計画の内容に関する動向の整理

- ・環境計画の内容に関する主な動向としては、国の第5次環境基本計画の策定（平成30年4月）、尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画（平成30年2月）の策定、尼崎市地球温暖化対策推進計画（策定中、以下「温暖化対策計画」という。）の策定の3つあります。これらのうち、現在策定中の温暖化対策計画の内容の一部については、現行の環境計画では対応できていないものがあります。

III 見直し内容

- ・現行の環境計画において対応できていない、現在策定中の温暖化対策計画の一部の内容を反映させます。

－ 詳細 －

I 環境計画への取組状況の確認

- ・計画では目標1から目標3までについては定量的に状況を示すことが可能であるため、数値指標を設定（以下「計画指標」という。）しています。一方、目標4から目標6までについては、定量的に状況を示すことが困難であるため数値指標を設定しておらず、取組状況を把握することとしています。任意で参考となる指標を設定（以下「任意指標」という。）しています。
- ・指標の状況と5年間（4年間）の主な取組を整理するとともに、今後の取組の方向性を示しています。

1 概要

- ・いずれの分野の指標においても「改善」または「維持」されている状況で、「悪化」している状況にあるものではなく、全体的には概ね良好な状況といえます。しかし、社会経済状況の変化（景気や人口などの動向）を踏まえた評価とするためには、5年間（4年間）という期間で評価することは困難であるため、引き続き、現行の環境計画に取り組みながら、この状況が本市において定着しているかどうかを確認していきます。

2 各目標への取組状況

目標1 低炭素社会の形成

①現状

- ・計画指標については、平成26年度以降達成が継続している状況にあります。本市における二酸化炭素排出量のうち約半分を占める産業部門の削減が大きく寄与しています。

計画指標	平成32年度に二酸化炭素排出量を3,340 kt-CO ₂ 以下にする。
------	---

	H25	H26	H27	H28	H29 ^{※2}	【参考】傾向 ^{※3}	
二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂)	3,513	3,225	3,120	3,292	—	∨	
内訳	産業部門 (kt-CO ₂)	1,833	1,551	1,533	1,622	—	∨
	民生業務部門 (kt-CO ₂)	607	619	581	627	—	→
	民生家庭部門 (kt-CO ₂)	605	584	533	572	—	∨
	運輸部門 (kt-CO ₂)	413	415	414	414	—	→
	廃棄物部門 (kt-CO ₂)	55	57	59	57	—	→

※1 塗りつぶしは計画指標を達成していることを示す。

※2 H29実績については現在集計中のため「—」としている。

※3 傾向はH25とH28の実績を比較し5%以上の増加がある場合は「∧」、5%以下の減少がある場合は「∨」、5%未満の増減の場合は「→」としている。

②主な取組内容

- ・市内事業者を活用して省エネ機器を導入した場合の補助金を増額することで、市内事業者の活用を促し、地域経済の活性化や事業者の施工技術の向上などとの両立を図りました。また、省

エネやエネルギーコストの削減に関する相談に応じる機会を設けるために、省エネ診断員の登録制度を設けました。

- ・経済的インセンティブによる環境配慮行動を促進していくため、民間事業者と協力し地域通貨ポイントを活用した取組を始めました。
- ・省エネ型住宅を普及させていくため、省エネ改修や HEMS (home energy management system)、V2H (vehicle to home) システムの導入などに対して補助を行うとともに、スマートハウスの普及を促進していくために事業者向けのセミナーを開催しました。
- ・再生可能エネルギーの活用を促進していくために、小規模産業用太陽光発電設備 (10 kW~50 kW) に対する固定資産税の課税免除 (3 年間) や公共施設の屋根貸しを実施しました。また、公共施設においても導入を進めました。
- ・運輸事業者に対するエコカーの補助や過度な自動車利用を抑制するために公共交通の利用の促進や自転車の利用環境の向上を図りました。

③今後の取組の方向性

- ・COOL CHOICE 運動の推進を図りながら効果的な啓発や経済的インセンティブの付与による行動変容を促すための取組を進めます。
- ・本市の産業構造を踏まえた省エネ対策を把握するとともに、環境負荷の少ないエネルギーを市内で循環させるための方策について検討を進めます。

目標 2 循環型社会の形成

①現状

- ・計画指標については平成 28 年度以降達成が継続している状態にあります。平成 25 年度から燃やすごみに含まれているリサイクルできる紙類の分別の強化を図るため、家庭ごみの収集回数の見直しを行い、週 3 回だった「燃やすごみの日」を週 2 回に減らし、月 2 回だった「紙類・衣類の日」を週 1 回に増やしたことで、紙類のリサイクルが進み、燃やすごみの減少につながっています。

計画指標	平成 32 年度に焼却対象ごみ量を 136,000 t 以下にする。
------	------------------------------------

	H25	H26	H27	H28	H29	【参考】傾向 ^{※2}
焼却対象ごみ量 (t)	141,043	138,217	137,473	135,525	134,598	↓
家庭系ごみ量 (t)	91,490	89,603	88,961	86,468	86,747	↓
事業系ごみ量 (t)	53,163	52,371	52,432	53,268	52,835	→
1 人・1 日あたりの燃やすごみ量 (g/人・日)	488	483	471	458	461	↓

※1 塗りつぶしは計画指標を達成していることを示す。

※2 傾向は H25 と H29 の実績を比較し 5 %以上の増加がある場合は「↑」、5 %以下の減少がある場合は「↓」、5 %未満の増減の場合は「→」としている。

②主な取組内容

- ・焼却対象ごみ量を減らすため、家庭から排出される燃やすごみの削減に向け、分別や減量、出し方などに関する様々な啓発を行っているほか、生ごみ処理機の購入に対する補助や資源集団回収運動への奨励金の交付などを行っています。

ごみの分別・削減に関する啓発の例

取組事例	概要
生ごみたい肥化講習会	生ごみをたい肥として再資源化する方法を紹介する。
マイバッグ運動	レジ袋を削減するため買物袋の持参を促す。
子どもごみマイスター制度	小学生がごみの減量・リサイクルへの関心をもつきっかけを作る。
さわやか指導員	ごみ減量・リサイクル、ごみ出しのマナーを向上するための指導・啓発を行う者を各地域に配置している。
ごみ分別アプリ	市民のごみ出しをサポートするため、スマートフォンのアプリを活用して出し忘れ防止アラート、ごみの種類ごとの出し方・料金などの情報を提供している。

- ・全国的な課題となっている食品ロスを削減するために家庭からの燃やすごみの組成分析や市民・市内事業者への啓発を行っています。

③今後の取組の方向性

- ・焼却対象ごみ量の更なる削減のため、燃やすごみに含まれる紙類の分別や食品ロスの削減に向けた取組を進めます。また、レジ袋などの包装プラスチックへの対策について国の方針を注視しながら検討を行います。これらに関する具体的な施策については今後の一般廃棄物処理基本計画の改定の際に検討を行います。

目標 3 安全で快適な生活環境の保全

①現状

- ・環境関連法令等に基づく事業者への指導などにより環境基準の達成率についてはいずれも、改善傾向・現状維持となっており、悪化傾向にあるものはありません。

計画指標	各項目における環境基準の達成率を 100 %にする。
------	----------------------------

※ 達成率 (%) = 環境基準を達成した測定局・地点数 / 全測定局・地点数

	H25	H26	H27	H28	H29	【参考】傾向※2
大気	87.7	87.7	89.2	95.4	93.8	↗
水質 (河川・海域)	95.1	96.6	97.6	97.1	97.9	→
水質 (地下水)	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	→
騒音 (自動車)	97.2	97.4	97.9	98.2	98.4	→
騒音 (航空機)	100	100	100	100	100	→
騒音 (新幹線)	79.2	79.2	83.3	91.7	91.7	↗
ダイオキシン	100	100	100	100	100	→

※1 塗りつぶしは計画指標を達成していることを示す。

※2 傾向は H25 と H29 の実績を比較し 5 %以上の増加がある場合は「↗」、5 %以下の減少がある場合は「↘」、5 %未満の増減の場合は「→」としている。

②主な取組内容

- ・環境関連法令に基づく指導や立入検査により事業活動に伴う環境汚染の未然防止や生活環境の保全に努めています。
- ・アスベスト含有建材の見落としによる建築物の解体に伴うアスベストの飛散を防止するため、各種届出書やパトロールにより把握できる解体工事については、原則として、すべての工事に立入検査を行っています。
- ・交通公害（自動車・航空機・新幹線）については、広域的な視点からの解決が必要であるため近隣自治体と連携しながら、各施設の管理者や関係機関に対策を働きかけています。
- ・公害の歴史を後世に継承していくために、あまがさき環境オープンカレッジと協力しながら当時の様子について学べる講座を実施しており、ロールプレイング形式で学べるプログラムの開発に着手しています。

③今後の取組の方向性

- ・環境質の監視体制を維持しつつ、立入検査やパトロールによる環境関連法令違反の未然防止に努め、事故等の通報に速やかに対応することで被害・影響の拡大を防ぎます。また、広域的な視点からの対策が必要な交通公害については、引き続き、各施設の管理者や関係機関に対策を働きかけます。
- ・公害の歴史が後世に継承されるよう学習プログラムの開発を進めます。

目標 4 多様な生き物の生息（生育）環境の保全

①現状

- ・生き物の生息環境について、水辺については水質が維持・改善されていますが、緑地については、開発に伴い整備される緑地などは増加傾向にある一方、農地（生産緑地）の減少により本市全体では緑の面積は概ね横ばいの状況です。生物多様性への関心・理解や生物多様性を学ぶ機会についても改善・進展が見られています。

任意指標	生き物の生息環境・市民の生物多様性への関心・理解を向上・維持させる。
------	------------------------------------

		H25	H26	H27	H28	H29	【参考】傾向 ^{※2}	
生息・生育環境	緑の面積（ha）	445.5	453.2	451.7	448.7	447.9	→	
	ブラックリスト種（兵庫県）の使用（件）	市有施設	—	—	0	0	0	→
		民有施設	—	—	0	0	0	→
	環境基準の達成状況（%）	BOD	100	100	100	100	100	→
		DO	66.7	100	100	88.9	100	↗
		Zn	50	50	100	100	100	↗
		NP	100	100	100	100	100	→
LAS		—	100	100	100	100	→	
関心・理解	生き物に関する講座・イベントの実施回数（回）	—	—	—	26	46	↗	
	身近な自然・生き物を大切にしている市民の割合（%）	61.0	44.2	64.8	66.0	66.0	↗	
	市民農園の面積（m2）	19,672	19,672	19,672	19,672	19,819	→	

※1 指標については H28 に設定を行っており、過去に遡って実績を把握できたもの/実績があるものについては表中に示しており、「—」はデータがない、把握が行われていないことを示す。

※3 傾向は表中にある最も過去の実績と H29 の実績を比較し 5%以上の増加がある場合は「↗」、5%以下の減少がある場合は「↘」、5%未満の増減の場合は「→」としている。

②主な取組

- ・生物多様性の保全・創出に関する取組を進めていくためには、緑地・水辺を管理している部署の理解が欠かせないため、関係する部署と情報交換を行いながら、市の事務・事業における生物多様性への配慮事項を「尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン」として取りまとめました。
- ・尼崎の森中央緑地や猪名川自然林などを活用した環境学習だけでなく、新たにヒメボタルの生息環境の保全について取組を始めました。

③今後の方向性

- ・生物多様性地域戦略策定の検討に向けて、引き続き、生物多様性の保全・創出の必要性について庁内外の理解を促すとともに、生き物の生息状況・環境に関する情報収集に努めていきます。
- ・新たな取組であるヒメボタルの生息環境の保全を進めるにあたっては、取組が継続的なものとなるよう地域の理解・取組への協力が得られるよう構想を検討していきます。

目標5 環境と経済の共生

①現状

- ・指標は減少傾向で良好な状況にありますが、製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量は業種によって違いがあるとされており、業種ごとの景気の動向に影響を受けやすい状況です。

任意指標	製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を低下させる。
------	---------------------------

	H25	H26	H27	H28	H29 ^{※1}	【参考】傾向 ^{※2}
製造品出荷額あたりの 二酸化炭素排出量 (t/億円)	110.3	92.6	90.0	97.4	—	↘
製造品出荷額 (億円)	13,152	13,144	13,776	13,620	—	→
二酸化炭素排出量 (産業部門) (kt -CO ₂)	1,450	1,217	1,239	1,326	—	↘

※1 二酸化炭素排出量の H29 実績については現在集計中のため「—」としている。

※2 傾向は H25 と H28 の実績を比較し 5%以上の増加がある場合は「↑」、5%以下の減少がある場合は「↓」、5%未満の増減の場合は「→」としている。

②主な取組

- ・エネルギーコストの削減と二酸化炭素排出量の削減が両立するよう環境経営や省エネ設備の導入支援制度に関する情報提供を行いました。
- ・環境やエネルギーに関する分野の企業の研究開発や起業を支援していくために、これらの分野の融資への利子補給や助成制度における補助率の引き上げを行いました。
- ・市内事業者が製造する環境に配慮した製品を「あまがさきエコプロダクツ」として表彰、認証を行い PR していくことで環境関連産業の育成や活性化につなげています。
- ・環境に配慮した取組を行っている企業を学ぶために、あまがさき環境オープンカレッジと協力して「エコ社会見学」を行っています。

③今後の方向性

- ・更なる指標の低減を目指すためには、本市の産業構造を踏まえた対策が必要となることから、二酸化炭素排出量が多い業種を把握し、製造品出荷額の増加・維持と二酸化炭素排出量の削減対策を両立させるための有効な手段について検討を行います。
- ・引き続き、環境やエネルギーに関する分野の企業への支援を行うとともに市内で製造された環境関連製品を普及させていくために発掘・PRを行います。

目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

①現状

- ・あまがさき環境オープンカレッジを通じて実施された環境講座・イベント数と参加者数は増加しています。また、講座・イベント数の頻度は週1回以上となっており、一定数を確保できています。

任意指標	環境学習講座・イベントへの参加者数と講座・イベント数を増加・維持する。
------	-------------------------------------

	H25	H26	H27	H28	H29	【参考】傾向 ^{※1}
環境講座・イベントへの参加者数	757	1,049	2,003	2,160	2,501	↑
環境講座・イベント数	33	50	57	52	56	↑

※1 傾向はH25とH29の実績を比較し5%以上の増加がある場合は「↑」、5%以下の減少がある場合は「↓」、5%未満の増減の場合は「→」としている。

②主な取組

- ・あまがさき環境オープンカレッジによる環境学習講座・イベントの実施については、提案型委託事業により事務局業務がNPO法人に委託（H26～）されたことで運営の効率化が図られました。これにより、環境学習講座・イベントの開催数が大幅に増加しています。特に、これまで手薄となっていた公害や生物多様性、環境関連産業（エコ社会見学）を対象とした講座が実施されるようになっていきます。
- ・環境活動を実践する担い手を育成するための環境活動初心者講座や市内の環境活動団体のスキルアップや団体同士のネットワークを構築するための環境団体ミーティングの開催を行いました。また、市内の環境活動団体の取組を支援していくため、講座・イベントの費用の一部を補助しています。
- ・学校教育においては小学校3年生から5年生を対象に体験型の環境学習を行っているほか、教職員に対しても環境に対する理解を深めるための研修を行っています。また、各校での環境や自然に関する特色ある取組に対し、様々な表彰を受けています。

③今後の方向性

- ・環境講座・イベントの数については一定数を確保できており、今後は講座・イベントへの参加が意識・行動の変化に結びついているかを把握しながら、講座・イベントの質を向上させていきます。

II 環境計画の内容に関する動向の整理

1 第5次環境基本計画（国）の策定

- ・平成30年4月に第5次環境基本計画が策定されており、第4次環境基本計画の策定以降の、最も大きな動きとして、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択が挙げられています。

⇒本市では総合計画における取組を推進することでSDGsの達成を目指すこととしているほか、環境計画とSDGsの関係性についての整理を行っています。また、現在策定中の温暖化対策計画についてはパリ協定を踏まえたものとしています。

2 後期まちづくり基本計画（尼崎市）の策定

- ・平成30年2月に後期まちづくり基本計画が策定されており、環境保全・創造に関する施策（環境と共生する持続可能なまち）については、前期まちづくり基本計画と大きな変更はありません。また、環境分野に関する「主要取組項目」（各施策間で連携を図りながら重点的に取り組むための項目）は、新たに「経済と環境の共生したまちづくり」が取組の方向性となりましたが、現行の環境計画では、「目標5 環境と経済の共生」を掲げており、すでに取組を行っています。

⇒特に対応の必要はありません。

3 尼崎市地球温暖化対策推進計画の策定（予定：本日の答申内容）

- ・現在策定中の温暖化対策計画では、環境計画の「目標1 低炭素社会の形成」に関する①計画指標や「目標5 環境と経済の共生」に関する②任意指標に相当する目標値を新たに設定しています。また、現行の環境計画では緩和策の観点しかありませんが、新たに策定する温暖化対策計画では③適応策の観点を加えています。

⇒①～③については現行の環境計画に反映を行う必要があります。

III 見直し内容

1 二酸化炭素排出量に関する計画指標の変更

- ・二酸化炭素排出量に関する計画指標については、新たに策定する温暖化対策計画で定める削減目標とします。

変更前	平成 32 年（2020 年）に市内の二酸化炭素排出量を 3,360 kt-CO ₂ 以下にします（平成 32 年（2020 年）の二酸化炭素排出量を平成 2 年（1990 年）比で 15 %以上削減します）。
変更後	平成 42 年度（2030 年度）に市内の二酸化炭素排出量を 2,508 kt-CO ₂ 以下にします（平成 42 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 28 %以上削減します）。

2 製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量の計画指標化

- ・「目標 5 環境と経済の共生」に関しては製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を任意指標として設定し、運用していますが、同様の指標を新たに策定する温暖化対策計画で定めているため、この指標を計画指標とします。

変更前	任意指標：製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を低下させます。
変更後	計画指標：製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を 1,031 kg-CO ₂ /百万円以下とします。

3 適応策の反映

- ・現行の環境計画では、緩和策に関する施策しかありませんが、新たに策定する温暖化対策計画では適応策に関する施策を掲げているため、適応策に関する取組を追加します。

変更前	<p>目標 1 低炭素社会の形成</p> <p>取組の方向性① エネルギーの使用量を減らします</p> <p>施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発</p> <p>施策イ 環境にやさしい住まい・省エネ製品などの普及促進</p> <p>取組の方向性② エネルギーを効率よく使います</p> <p>施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用促進</p> <p>施策イ 自動車による環境負荷を軽減させる交通環境の整備</p> <p>施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進</p>
変更後	<p>目標 1 低炭素社会の形成</p> <p>取組の方向性① エネルギーの使用量を減らします</p> <p>施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発</p> <p>施策イ 環境にやさしい住まい・省エネ製品などの普及促進</p> <p>取組の方向性② エネルギーを効率よく使います</p> <p>施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用促進</p> <p>施策イ 自動車による環境負荷を軽減させる交通環境の整備</p> <p>施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進</p> <p>取組の方向性③ 地球温暖化の影響を知り、備えます</p> <p>施策ア 気候変動の影響・被害に関する情報収集・発信</p> <p>施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応の推進</p>